2014春季生活闘争方針

1. 2014春季生活闘争を取り巻く情勢
2. 最高の公共交通をめざして
3. 京都市交通局を取り巻く状況
4. 京交2014春闘要求書
5. むすび

京交
自治労
京都交通労働組合
電話(075)841−0948
発行者　瀬戸高志
編集者　梅田　涼

・・一　面・・
・2014春季生活闘争方針

・・二　面・・
・2014春季生活闘争方針
・自整支部エンパワメント活動報告
・自治労京都府本部第78回臨時大会報告

一、二〇一四春季生活闘争を取り巻く情勢

安倍政権は、アベノミクスと称する経済政策を推進し、輸出産業を刺激することで景気回復をはかろうとしています。また、経済団体に賃金の引き上げを要請するとともに、企業減税を行い、企業業績の回復が労働者の賃金引き上げをもたらすと主張しています。しかし、賃金の引き上げは、それぞれの企業において労使が決定することであって、政府が口を出すことではありません。こうした政府の思惑はともかく、二〇一四年四月には、三％分の消費増税が実施され、物価上昇も想定されることから、今春闘においては賃上げが最も大きな課題となります。二〇一四年二月五日、連合は、経団連と二〇一四春季労使交渉に関する諸問題について意見交換を行い、二〇一四春闘が幕を開けたところであります。

日本社会は雇用労働者とその家族が国民の大勢を占める「雇用社会」と呼ばれ、働く者が安定的な雇用のもとで、安心して働くことが、日本経済・社会の健全な成長の基盤となってきました。しかしながら、今日の現状を見れば、雇用労働者の三八・二％、二〇四三万人が非正規労働者であり、給与所得者の実に二三・九％、一一〇〇万人近くが年収二〇〇万円以下のいわゆる「ワーキング・プア」と呼ばれる状態に置かれています。また、生活保護受給者は、約二一六万人と依然として高止まりしているところであります。

連合は、「これら傷んだ雇用と賃金、労働条件を是正せず、格差の拡大や貧困の問題を放置すれば、社会の不安定化と劣化は一層進むこととなる。すべての働くものの労働条件の改善に向けて、総力を挙げ取り組みを進めていく」としています。さらには、「こうした社会状況のなか、解決すべき問題は多岐に及ぶが、すべての働く者の所得の向上を実現し、消費マインドを改善し、デフレからの着実な脱却をはかり、経済の好循環を実現させることが必要である。したがって、経済成長と整合ある所得の向上をはかっていくことが最優先であり、また、わが国経済の現状や動向を鑑みると、所得向上を勝ち取ることは今後に向けた重要なステップとなる」としています。二〇一四春闘では、従来からの主張である「デフレから脱却し、経済の好循環をつくり出す」ことを実現するための「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた取り組みとして位置付け、正規・非正規、組織・未組織にかかわりなく、すべての働くものの処遇改善の実現をめざし、公正で安心・安定的な社会の実現をめざすとしています。具体的には、①景気回復と物価上昇の局面にあることを踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分（約二％）を確保し、過年度物価上昇分はもとより、生産性向上分などを賃上げ（一％以上）として求め、加えて、格差是正・配分のゆがみの是正（一％を目安）を求める取り組みを進める。②商品・サービスにふさわしい価格での取引ができる社会の実現など、社会における格差やゆがみを是正し、公正性を確保する取り組みを進める。③「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ、ディーセント・ワークの実現を追求し、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の均等・均衡処遇の実現、就業率向上につながる職業訓練や就労支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などの取り組みを進める。④日本経済・社会の不安定化の克服にむけ、労働運動の社会化の推進や、社会的キャンペーンを通じて、均等・均衡待遇の重要性や集団的労使関係の必要性について訴えるなど、波及力のある運動を展開するとしています。

自治労は、二〇一四年一月三十一日第一四六回中央委員会を開催し、二〇一四春闘方針を決定したところであります。二〇一四春闘は、地公給与波及阻止の取り組みの成果・課題の延長線上で、二〇一四年三月の国公・地公給与の臨時特例法の終了、二〇一四年八月の人事院勧告における「給与制度の総合的見直し」を見据えた取り組みとして推進します。

そのため、政府・自民党、人事院の動向、各重要法案の審議・成立状況、二〇一四年度政府予算（地財計画含む）等を見極めながら、中央―地方一体となり、二〇一四春闘の取り組みを推進するとしています。具体的には、①地方公務員給与回復の取り組み、②地方財政の確立、③人員確保と雇用と年金の接続、④非正規および臨時・非常勤等職員の処遇改善と組織の拡大、⑤民間・中小の労働条件の底上げと労働者保護ルールを守る取り組み、⑥公共サービスキャンペーン推進および入札制度の改革、⑦ワーク・ライフ・バランスと男女平等の推進、⑧公共交通労働者の労働条件の確立、⑨公営競技労働者の労働条件の確立、などの各課題に取り組むとしています。また、「給与制度の総合的見直し」については、①民間の組織形態の変化への対応、②地域間の給与配分のあり方、③世代間の給与配分のあり方、④職務や勤務実績に応じた給与のあり方等が検討事項として挙げられています。とくに地域間配分の見直しについては、地方の公務員給与の引き下げに直結する問題であることから、都道府県・地域における取り組みを強化するとしています。

私たち京交は、二〇一四春季生活闘争において、こうした公務をめぐる厳しい情勢や公務員労働者の深刻な現状をしっかり認識し、社会に安心と安全を取り戻す取り組みを広く推し進めるとともに、公務・公共部門労働者の雇用確保と賃金・労働条件の維持、改善に向けて全力で取り組みを進めていかなければなりません。今後も、自治労・連合に結集し、すべての労働者の雇用確保と実質生活を維持・確保する賃金引上げの実現に向け、全力で闘いを進めることとします。

二、最高の公共交通をめざして

私たち京交は、「最高の公共交通」をめざし、積極果敢に様々な運動を展開しているところであります。将来に亘り京都の街の公共交通の担い手が私たちの交通局でありつづけ、その責務と役割を果たすべく努力を積み重ねています。公営交通というものは、利益のみを追求するのではなく、市民の皆様の多様なニーズを汲み取り参画も得ながら、日常生活に密着した運営を行わなければなりません。さらには、「安全・安心」が崩壊している現在社会において、市民の皆様に「安全・安心」を提供しつづけることが大切であります。その日々の積み重ねが社会的に「信頼」を産み、「信頼」されることが、「必要」とされる存在に結びついていくと確信しています。お客様を「安全・安心・快適」にお運びするためには、きめ細かな高付加価値を付けた「質の高いサービス」を提供しなければなりませんし、「職員のスキルアップ」に向け、常に精進する必要があります。

また、一方、地球環境問題や少子高齢化社会を考えたとき、利益のみを追求することのない公営交通の存在が、如何に重要であるかということは、今更いうまでも無いと思います。交通の問題を単に「モビリティ」として捉えるのではなく「まちづくり」の観点から、一般行政と一体となった都市計画、福祉対策、環境対策などの施策と積極的に連携を図ることで、公共交通のコーディネーターとして主導的役割を果たさなければなりません。「脱クルマ社会」の実現に向け、他の行政や関係機関と連携し、マイカーから公共交通機関への転換を広く市民に訴えるとともに、公共交通を利用するメリットが実感できるような施策を推進することが重要であると考えます。

依然として、私たちを取り巻く状況が大変厳しいものには変わりはありません。しかし、私たちは、公営交通に働く者である以上、自らに課せられた使命を放棄することは許されません。これからも京都の街の公共交通の担い手が私たちの交通局でありつづけるためには、常に、「ええ仕事・最高の仕事」をすることが最も重要であります。それには、組合員一人一人が同じ目標を持ち、その目標を共通意識として困難に打ち勝っていかなければなりません。組合員全員が公営交通を守るという共通意識を持つためには、組合活動の原点である職場のコミュニケーション強化を図る必要があります。今後も、コミュニケーションのさらなる強化を図るため、様々な取り組みを進めることとします。いずれにしても、市民の皆様に愛され、必要とされる公営交通事業者となるよう、組合員一人一人が「最高の公共交通」をめざし、とにかく「ええ仕事・最高の仕事」をしようではありませんか。

三、京都市交通局を取り巻く状況

山紫水明とたたえられる豊かな自然、そして、一二〇〇年の歴史に培われた美しい町並み景観と数多くの文化遺産を有する古都・京都は、いつまでも世界の人々を魅了し続ける、日本人の心のふるさととして、年間五〇〇〇万人もの観光客の方が入洛されています。同時に、京都市は、一四七万人の市民の皆様が日々の生活や経済活動を営む、現代を生きる大都市であり、また、和の文化を支える伝統産業から世界水準の先端産業に至るまで多彩な技が織り成す「ものづくり都市」であります。この京都のまちにおいて、市域を東西南北に貫く大動脈である地下鉄と、きめ細やかに張り巡らせた市バス路線のネットワークは、日常生活に欠かすことのできない生活の足として、また、観光で京都を訪れる方の便利でお手ごろな公共交通機関として、一日約六十六万人のお客様にご利用いただいています。このように、京都市内交通の中で大きな役割を担う地下鉄と市バスですが、一方で、その経営状況は依然として厳しく、特に地下鉄事業は、予断の許されない極めて厳しい状況にあると言えます。

こうした中、二〇〇九年度には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の施行により、高速鉄道事業・自動車事業の両事業とも経営健全化団体に指定されるに至っています。この計画の主な柱である「増収・増客」施策に積極果敢に取り組み一定の成果も上げてきたことから、自動車事業では、目標より三年前倒しで健全化団体を脱却することとなったところであります。しかしながら、地下鉄事業における、一日五万人の増客については、非常に厳しい現状であり、目標達成に向け駅周辺での賑わいの創出など、全庁を挙げた取り組みが展開されているところであります。今後も、計画達成を目指しつつ、過度なコスト削減にはならないよう注視し、費用対効果も見極めながら慎重に対応していくことが必要であると考えます。

平成二十六年度当初予算の概要は、高速鉄道事業での経常損益は、

二十四億四千九百万円の赤字、累積欠損金が三、一三五億三千百万円、累積資金不足は三〇九億千八百万円となっています。さらに、平成二十六年度末の企業債等の借入金残高は四、〇八八億円となっています。しかし、減価償却費を除いた、いわゆる現金収支（償却前損益）については、五十六億六千七百万円の黒字となっており、私たちの努力も着実に成果をあげていると言えます。しかし、財政健全化法において公営企業の収支状況を示す指標となる資金不足比率は、四七・八％（対前年度比七・六ポイント改善）で、未だ基準の二〇％を上回っているところであります。

一方、自動車事業については、経常損益では、十四億三千九百万円の黒字、累積欠損金が八億千四百万円、累積資金不足も六億二千五百万円と大幅に改善しています。自動車では、いち早く経営健全化団体から脱却し、累積資金不足の解消もそう遠くない状況となっています。

四、京交二〇一四春闘要求事項

京交二〇一四春闘要求事項については、自治労の重点課題を踏まえるとともに、京都市労連と調整を行い、当局に提出することとします。

〈京交二〇一四春闘要求書〉

一、賃金改善について

(1)　京都市交通局に働くすべての職員の実質生活を維持・改善する賃金引き上げを行うこと。

(2)　人事院が検討を表明した、給与制度の総合的見直しについては、地方公務員の給与制度にも大きな影響を与えることから、労使間で十分な議論を行うとともに、関係機関に対して積極的に意見反映を行うこと。特に、給与の地域間の配分の見直しは、給与水準の引き下げに直結するばかりか、民間労働者の給与と地域経済へ悪影響を及ぼすことから実施しないこと。

(3)　昇任・昇格基準を改善すること。

(4)　公営企業職員・技能労務職員の賃金水準・賃金制度の改悪を行わないこと。

(5)　賃金決定基準の改善について

①初任給決定基準を改善し、中途採用者などの前歴換算を同種十割、異種八割とすること。

②病休者などの昇給抑制を受けた者に対する復元措置を講ずること。

③高齢者の昇給抑制を行わないこと。

④勤務実績の給与等への反映については、京都市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提とすること。

(6)　諸手当の改善について

①扶養手当については、支給額を引き上げ、所得限度額、扶養認定など支給方法を改善すること。

②地域手当については、本俸繰り入れを基準に改善をはかること。

③住居手当については、京都事情を勘案し、全員支給と大幅な増額を行うこと。

④通勤手当については、通勤実態に見合った費用を全額実費支給とし、引き続き交通用具利用者に対する手当を改善するとともに、合理的な通勤方法を認めること。あわせて全額非課税とすること。

⑤交替制・変則勤務者に対する手当を引き上げるとともに、時間外勤務手当を一〇〇分の一五〇、深夜及び休日等の場合は一〇〇分の二〇〇とすること。また、夜間勤務手当は、一〇〇分の五〇とすること。

⑥退職手当制度については、制度改悪をおこなわないこと。

(7)　一時金への成績率導入を行わないこと。また、加算措置を改めるなど、その原資を全職員に公平に支給し、年間五ヵ月以上を支給すること。

(8)　以上の改定・改善要求を二〇一四年四月一日から実施し、新賃金についての必要な財源を確保するとともに、精算は速やかにおこなうこと。

二、労働基本権について

(1)　ＩＬＯの報告・勧告を全面的に受け入れ、公務員労働者に労働基本権を完全に保障するとともに、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立するよう政府関係機関に働きかけること。

(2)　労働運動を理由とした一切の行政処分は行わないこと。

(3)　労働組合の破壊をねらう労働関係法等の改悪の動きに反対すること。

三、関連労働者の賃金改善について

①全国全産業一律最低賃金の制度化に努め、地域別最低賃金の大幅引き上げなど具体的取り組みを行うこと。

②公契約における適正な労働条件を義務付けるＩＬＯ９４号条約を批准するよう政府関係機関に働きかけること。あわせて委託先企業等に適正な賃金の支払いを義務付けること。

③京都市が雇用するすべての労働者の最低賃金を行政職給料表、高卒初任給並に引き上げること。非常勤、臨時職員などについて、賃金・労働条件の抜本的改善を行い、常勤職員との「均等待遇」を図ること。

四、労働時間短縮・休暇制度について

(1)　年間総労働時間一八〇〇時間を目標として、所定労働時間の短縮と徹底した勤務時間管理体制や実効ある超勤規制を確立すること。

(2)　休暇制度の新設・改善および、自己啓発、自己実現や社会貢献を促進するための休業制度の新設を含め、総合的休業制度を確立すること。あわせてそのために必要な予算・人員増を含め諸条件の整備を行うこと。

五、希望するすべての者を六十五歳まで雇用すること。

六、年金制度・医療制度など社会保障制度の充実にむけて、政府関係機関に対する必要な働きかけを行うこと。

七、男女共同参画社会の実現、女性労働者の労働権確立について

(1)　男女共同参画促進の実現にむけて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」については、労働組合との協議の上で実効あるものとし、男女がともに家族的責任を担いつつ、職業生活と家庭生活を両立できる環境整備、具体的な支援措置を拡充すること。

(2)　公務における男女平等実現のため、昇任・昇格基準、運用などを抜本的に改善し、女性を積極的に任用すること。

(3)　女性の労働基本権確立に向け、産前・産後休暇の延長や妊娠障害休暇の拡充など休暇制度を改善するとともに、職場環境の整備を進めること。

(4)　職業生活と家庭生活の両立支援のため、介護休暇、育児休業、育児部分休業、育児時間等を改善し、昇給・昇格などの欠格条件としないこと。また、育児休業の男性取得を促進すること。

八、福祉厚生事業について、雇用主責任を果たし、充実・改善を図ること。また、労働安全衛生対策を厳格に確立し、メンタルヘルス対策の充実について、労使協議を行い総合的な対策を推進すること。

九、市政改革の推進にあたっては、労使協議を前提とすること。

十、地方分権にふさわしい税源移譲、必要な地方交付税の確保を求め、京都市の財源の確立のため、国等に働きかけること。京都市の財政健全化への道筋を始めとして、市政運営全般にわたって、定期的な協議の場を継続すること。

十一、京交独自要求については、改めて提出する。

五、むすび

以上、二〇一四春季生活闘争方針を提起しました。

私たちの公営交通事業を取り巻く環境は、ここ数年、廃止になった公営交通の状況を見れば火を見るより明らかであり、いつ何時何が起こるかわかりません。こうした状況のなか、京都市では、交通局のみならずオール京都市として、「市バス・地下鉄」の積極的な利用促進策に取り組んでいます。現在、経営健全化計画に基づく様々な取り組みを実行し、両事業とも着実に成果をあげていることは間違いのないところであります。しかしながら、良くも悪くも公営交通事業というものは、常に厳しい目に晒されているのも現実であります。しかし、私たち京交は、決して怯むことなく、「ええ仕事」「最高の仕事」をするという「気概」を持つことで、この難局は乗り切れると確信しています。ヒューマンエラーによる事故やお客様の苦情を無くし、公共交通の手本となる存在、即ち、「最高の公共交通」をめざし、なお一層努力しようではありませんか。私たちのかけがえのない職場と愛する家族の生活を守るため、これから本格化する春季生活闘争も組合員一丸となって闘い抜いていきましょう。

自整支部エンパワメント活動報告

平成二十六年一月三十一日（金）エンパワメント活動として廃缶を再利用したペール缶を作製し保育園に寄贈しました。この日のために昨年の暮れから作業に取り組み、ようやく完成したペール缶を、要請を受けた改進・砂川保育園に持参しました。当日は、あいにく保育園児のお昼寝時間帯と重なってしまい、両保育園とも、直接保育園児に手渡しする事ができなくとても残念でした。お渡しした保育園の園長先生や保育士の方々は、ペール缶が綺麗に塗装されているのを見て大変驚かれた様子でした。ペール缶を受け取った園長先生からは「大切に利用させていただきます。」と感謝の言葉を頂きました。最近は、廃缶が中々集まらず困っていますが、廃缶の確保に色々な所に声をかけ、今後もこのような環境に優しく、市民の皆様に喜んで頂け、なお且つ市バスの宣伝となる活動が、途切れる事のないようがんばっていくつもりです。

～喜んで頂きました～

～ペール缶を手渡す様子～

自治労京都府本部　第七十八回臨時大会報告

平成二十六年二月八日（土）ウイングス京都において、自治労京都府本部第七十八回臨時大会がおこなわれました。司会を京交から中谷書記長が務め大会の進行をされて臨時大会が開会しました。まず始めに議長団二名が選出された後、大会役員が選出されました。つづいて大会の主催者として橋元執行委員長が挨拶されました。自治労の運動報告、公務員の賃金カット、春闘の状況や連合京都会長就任に伴い、自治労府本部執行委員長を辞任されることを説明されました。つづいて、来賓として、自治労中央本部より澤田副執行委員長が挨拶されました。その後、資格審査報告から出席代議員数が三分の二を上回り大会が成立したことが確認され、議事運営委員会、選挙管理委員会から、それぞれ大会について報告され諸報告に入りました。会計の一般経過、二〇一四年度の一般中間決算及び特別会計中間決算報告があり、中間監査報告がされました。

高橋新執行委員長（左）・岡本新書記長（右）の就任挨拶

…ガンバロウ三唱…

次に議案提案に入り、第一号議案の闘争方針（案）第二号議案執行委員の選出について（案）第三号議案自治労京都府本部特別執行委員の選任について（案）提案され、参加代議員の賛成多数により承認されました。つづいて役員選挙に入り投票が行われ決定された役員を代表して、高橋執行委員長、岡本書記長が就任の挨拶をされました。次に大会宣言（案）が提案され賛成多数により採択されました。むすびに議長団及び大会役員が解任された後、石川副執行委員長によりガンバロー三唱が行われ大会の幕が閉じられました。